

医師の意見書

主治医の皆様へ

保育所（園）は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の作成をお願いいたします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所（園）生活が可能となる状態となつてからの登所（園）であるようご配慮ください。

保育所（園）長様

兒童名

●病名（□にチェックを入れてください）

1. 医師の記入	2. 医師または保護者の記入
☐ 麻疹（はしか） ☐ 風疹（三日ばしか） ☐ 水痘（水ぼうそう） ☐ 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ☐ 腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等） ☐ 咽頭結膜熱（プール熱） ☐ 流行性角結膜炎（はやり目） ☐ 百日咳 ☐ 結核 ☐ 髄膜炎菌性髄膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎	☐ インフルエンザ <u>※必ず下記日付をご記入ください。</u> [発症： 月 日 解熱： 月 日] ☐ 溶連菌感染症 ☐ マイコプラズマ肺炎 ☐ ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウィルス等） ☐ ヘルパンギーナ ☐ R S ウィルス感染症 ☐ 帯状疱疹 ☐ 手足口病 ☐ その他（ ）

(医師記入欄)

上記の児童については、すでに症状も回復し裏面の「登所（園）のめやす」に基づき集団生活に支障がない状態になったので登所（園）可能と判断します。

平成 年 月 日

医療機関

醫師名

印又はサイン

(保護者記入欄)

症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されたので登所（園）いたします。

平成 年 月 日

医療機関

保護者名

印又はサイン

登所（園）のめやす

1・医師の記入	感染症の種類	登所（園）のめやす
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹（腫れ）が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失する、又は5日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111等）	
	結核	
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	急性出血性結膜炎	

2・医師または保護者の記入	感染症の種類	登所（園）のめやす
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで ※【発症後5日とは】… <u>発症した日は「0」</u> とし、翌日から5日 ※【解熱した後3日とは】… <u>解熱した日は「0」</u> とし、翌日から3日
	溶連菌感染症	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎	
	ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がいいこと
	帯状疱疹	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	手足口病	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普段の食事がとれること